

届出方法：民泊制度運営システム（電子申請）又は県生活衛生課（窓口及び郵送申請）

※ 詳細については、県生活衛生課ホームページ（「茨城県 民泊」で検索）をご覧ください。

No.	書類名	居住型、不在型共通		様式
		個人	法人	
1	住宅宿泊事業届出書（第1号様式）	○	○	有
2	消防法令適合通知書 消防法令適合通知書交付申請書（写し）	○	○	
3	定款又は寄附行為		○	
4	登記事項証明書（法人・商業）		○	
5	市町村の長の証明書（身分証明書） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明	○	○	
6	法人役員名簿		○	有
7	[届出者が未成年の場合] 法定代理人（法人）の登記事項証明書（法人・商業）	△		
8	住宅の登記事項証明書（不動産）	○	○	
9	[入居者の募集が行われている場合：そのことを証する以下のいずれかの書類]（現在募集を行っていることを証する直近の書類） ・当該募集の広告紙面の写し ・賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し ・募集広告の写し ・募集の写真 ・その他の入居者の募集が行われていることを証明する書類	△	△	
10	[随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている場合：そのことを証する以下のいずれかの書類]（届出日前1年以内のもの） ・届出住宅周辺における商店で日用品を購入した際のレシート ・届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し ・高速道路の領収書の写し ・その他の随時その所有者、賃借人又は転借人の居住に供されていることを証明する書類	△	△	
11	住宅の図面 以下の事項を明示 ①台所、浴室、便所及び洗面設備の位置 ②住宅の間取り及び出入口 ③各階の別 ④居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分のそれぞれの床面積（㎡） ⑤非常用照明器具の位置、その他安全のための措置の内容等	○	○	
12	[賃借住宅で業を行う場合] 賃貸人が事業のための転貸を承諾したことを証する承諾書	△	△	有
13	[転借住宅で業を行う場合] 賃貸人及び転貸人が事業のための転貸を承諾したことを証する承諾書	△	△	有
14	[二以上の区分所有者が存する建物の場合] 専有部分の用途に関する規約の写し（マンション管理規約）	△	△	
15	[マンション管理規約に定めのない場合] 管理組合に事業を禁止する方針が総会や理事会で決議されていない旨を確認した誓約書（様式C）	△	△	有
16	[管理業者に委託する場合] 委託契約書等の写し	△	△	
17	欠格事由に該当しないこと等を誓約する書面（様式1：法人、様式2：個人） ※住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）に規定される誓約書（様式A、B）の代わりに提出する書類	○	○	有
18	[代理人が届出する場合] 委任状又は同意書 [代理人が行政書士の場合は併せて以下の書類もご提出ください。] 資格者証及び本人確認書類等	△	△	

・○印は必ず提出のもの。△印は必要に応じて提出のもの。

・様式欄に「有」とあるのは、所定様式を県生活衛生課ホームページからダウンロードできるもの。

・届出書の添付書類は、日本語又は英語で記載されたものに限る（英語の場合は日本語による翻訳文を添付）。

・官公署（日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関を含む。）が証明する書類は、届出日前3か月以内に発行されたものとし、官公署から発行された書類を提出すること（写し等は認めないこととする。）。